

公共交通機関等におけるベビーカー利用に係る取組

1. 公共交通機関等における取組の状況 ※今後、適宜内容の充実を図る

○鉄道における取組

<ベビーカー利用者の乗車方法> (別紙1参照)

- ・規定を定めている事業者は少ない。ベビーカーを「無料手回り品の取扱の特例」として位置付けている例もある。
- ・乗車方法については、利用者に任せている事業者がほとんどである。
- ・乗車位置については、車いすスペースを案内している例、扉付近の比較的スペースのある場所に乗車している例などがあるが、統一された取扱はない。

<ベビーカー利用者の駅施設内の誘導> (別紙1参照)

- ・規定を定めている事業者は少ない。運用では、ベビーカー利用者からの要請があった場合に、子どもは保護者に抱いてもらった上で無人のベビーカーを運ぶ等の補助を行う例もあるが、統一された取扱はない。
- ・ベビーカー利用者への周知については、ポスター等の掲示のほか、ブレーキやストッパーの使用の啓発、ホームの傾斜に関するサインの設置、ホームからの転落等の注意喚起を行う等の安全性の確保に係る取組を行っている例がある。

<ベビーカーマークの状況> (別紙2参照)

- ・ベビーカー利用を優先する場所等に掲示するものとして、現行のJISのベビーカー禁止マークを基にしているもの、事業者が独自に作成したものなどがあり、デザインも、ベビーカーだけのもの、ベビーカーと乳幼児のもの、ベビーカーと乳幼児に保護者を組合せているものなど統一されていない。
- ・一方、ベビーカー利用の普及・啓発を図る取組を行っている「子育て応援とうきょう会議」においては、ポスター等に掲載するマークとして、上記のマークとは別に、ベビーカー利用キャンペーン用のマークを作成している。

○バスにおける取組み

<ベビーカー利用者の乗車方法> (別紙1参照)

- ・規定を定めている場合が多く、内容としては、前乗り・中乗りなどの乗降位置について定めている例や、乗車時のベビーカーの固定方法について定めている例がある。
- ・車両内におけるベビーカー利用者の乗車位置について、固定ベルトが設置されている座席脇としている例が多いが、固定ベルトは運転席に用意し位置は指定しない例や、固定ベルトを用意せず位置も指定しない例もある。また、ベビーカーのバス車両への固定方法は、首都圏と関西圏では取扱が異なっている。

首都圏：折り畳みイスは通常のみままで、肘掛けにベルト1本で固定

関西圏：折り畳みイスは折りたたんで、ポールにベルト2本で固定

- ・ベビーカー利用者への周知については、路線案内やホームページへの掲載やポスターの掲示のほか、チラシやステッカーを乗車位置近くに掲示している例もある。

＜ベビーカーマークの状況＞（別紙2参照）

- ・ベビーカーの乗車位置を示すものとして、事業者が独自に作成したマークがあり、デザインはベビーカーと乳幼児に保護者を組合せているものが多いが、統一されていない。

○百貨店における取組

- ・エレベーターが複数ある場合は、車いすマークと併せてベビーカーマークを表示し、ベビーカー利用者も優先している店舗もある。

2. 子育て団体等の取組の状況 ※今後、適宜内容の充実を図る

○子育て応援とうきょう会議の取組

- ・子育て応援とうきょう会議では、鉄道での安全なベビーカー利用に関するキャンペーンを展開し、ポスターの掲示、パンフレットの配布、周知イベントの開催などにより、ベビーカーでの安全な乗り降りについて周囲の方の理解と協力、ベビーカーを利用される方の安全なベビーカー利用をお願いしている。

○学識経験者等の取組

- ・子連れでの外出や外出時の子どもの安全について学ぶことで、少しでも安心して子育てができるようになることを目的に、冊子“あんぜんであんしんできる子育てのために”を作成している。冊子は「子育て・子育てバリアフリー教室」のテキストとして活用されている。

3. 海外の取組の状況

＜ベビーカーマークの状況＞（別紙2参照）

- ・海外においては、事業者が任意にベビーカーマークを決めている国が複数ある。デザインは、ベビーカーのみのものが多いが、統一されていない。

＜ベビーカー利用に係るルールの状況＞

- ・デンマーク、ドイツ等においては、バス車両内におけるベビーカー利用者の乗車位置を設け、当該位置にベビーカーマークを掲示するとともに、バス車両外側にもベビーカーマークを掲示している。（西本構成員調査）
- ・ベビーカーでの乗車方法の規定について、アメリカの複数の都市における公共バスでは、利用者がいない場合には車いすスペースにベビーカーを置くことが可能であること、安全のため車内ではベビーカーを畳んで持ち運ぶべきことが定められている。（新聞等）

4. その他の関連する取組の状況

○鉄軌道駅における段差解消の状況

- ・ 1日あたりの平均利用者数が3千人以上の駅のうち、バリアフリー基準に適合している設備により段差が解消されている駅の割合は、平成24年3月末時点において、81%である。

※ただし、構造上の理由により、傾斜路またはエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーターをもってこれに代えることができるとされている。

- ・ 平成25年6月12日に公表された「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(改訂版)においては、車椅子等とともにベビーカーでの利用にも配慮したエレベーター設置が望ましいこと等の記述の明確化を行っている。

○車両等における車いすスペースの導入状況

- ・ 鉄軌道車両における車いすスペースのある編成数は、平成24年3月末時点において、全国7,385編成(64%)である。
- ・ バス車両における車いすスペースのある低床バスまたはリフト付きバスの導入状況は、平成24年3月末時点において、31,350台(53%)である。
- ・ 平成25年6月12日に公表された「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(改訂版)においては、車椅子等とともにベビーカーの利用にも配慮した車両内のスペース確保が望ましいこと等の記述の明確化を行っている。

○マタニティマーク

- ・ マタニティマークは、妊産婦(妊娠初期～出産前後の女性)であることを示すマークであり、このマークが印刷されたバッジやキーホルダーなどを公共交通機関等利用時に身につけることにより、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくすることを目的としている。
- ・ 鉄道事業者等は、バッジを配布するほか、ポスターの掲出や優先座席付近にステッカーを掲出するなどしている。

マタニティマークに係る主な経緯

- H17.6 東京メトロが、利用者からの要望を踏まえ「マタニティバッジの作成等」について検討を開始するとともに、首都圏の主要鉄道事業者にも共同実施を提案。
- H17.12 「健やか親子21」推進検討会(事務局：厚生労働省)にて、マタニティマークのデザインを公募することを決定(公募期間は12月中旬～1月下旬)。
- H18.1 国土交通省において、主要鉄道事業者(JR各社、大手民鉄、公営地下鉄、関係団体等)及びバス事業者に対し、マタニティマーク説明会を開催し、取組に関し、厚生労働省及び国土交通省より理解と協力を前広に要請。
- H18.3 厚生労働省がマタニティマークの選考結果を発表。
- H18.3 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から関係省庁(国土交通省、経済産業省等)あての交通事業者への周知依頼文書を受けて、関係各局を通じて所管事業者へのマーク及び施策の周知を実施。
- H18.5 厚生労働省作成のPRポスターの無償掲示及びPRチラシの配布を実施(主要な鉄道駅、バスターミナル)。

- H18. 8 首都圏の主要鉄道事業者の独自の取組みとして、マタニティマークの配布を開始。
以降、鉄道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル等において同様の取組を順次拡大。
- H25. 3 「鉄道利用マナーアップキャンペーン」の全国実施。特に列車内の優先席の利用マナーの向上としてマタニティマークを周知。
- H25. 4 常磐道・守谷サービスエリアにおけるマタニティマークの普及促進セレモニーの実施。